巻頭エッセイ

思い出

前一般財団法人民事法務協会監事　小畑　和裕

1　本年6月に一般財団法人民事法務協会（以下「協会」と表示します。）の監事を退任しました。監事に就任したのは、法務局を退職して2年後、公証人在任中の平成19年6月でした。それ以来15年の長きにわたり歴代の会長をはじめ多くの方々のご指導・ご鞭撻を賜り無事退任することが出来ました。感謝の念で一杯です。有り難うございました。

私が初めて協会の皆様と仕事をする事になったのは、四十数年前、法務省民事局第一課予算係に転勤したときからです。予算係には通算して10年間勤務しましたが、その間協会に委託した数々の事業等を通じ大変お世話になりました。その後、民事局から法務局に転勤してからも、乙号業務委託やコンピュータ化の移行作業等で様々な苦労をお掛けしました。

監事を退任し協会を離れた今、一抹の寂しさを感じると同時に長い間協会と共に仕事をして、苦しかったこと、楽しかったこと、嬉しかったことなどを思い出しています。ここでは特に思い出の深い、乙号業務委託や登記事務のコンピュータ化などに限って述べてみたいと思います。

2　私は昭和54年4月1日、法務省民事局第一課予算係の勤務となりました。予算係は全国の法務局の予算（庁舎の新築・修繕等の予算を除きます。）を要求し、執行することが主たる任務です。当時の法務局は、登記事件が急増していました。ところが、職員の増員はもとより、1000庁を超える施設の老朽・狭隘化が進んでおり、能率器具の充実・整備など旧態依然の状態でした。特に乙号の事務処理体制は人員不足のため破綻状態にありました。そんな中、協会は昭和46年に乙号業務のうち謄抄本作成業務の一部を法務局から受託することにより、法務行政を支えるという目的で設立されました。設立後、幾多の困難を乗り越え、着実に実績をあげ、昭和54年当時は、全国の法務局のうち、60庁を受託し、310人の職員を派遣するまでになっていました。謄抄本作成業務の一部を民間に委託することについては、協会設立当初から賛否両論がありました。特に職員組合からは、「国の業務である乙号事務は職員により行うべきものであり、民間に委託するのは間違いだ。職員が不足しているのだから増員を獲得すべきであり、乙号の業務を外部に委託する予算を要求するこ

とは、増員要求の足を引っ張ることになる。」として強硬な反対意見を主張していました。一方で、委託庁を拡大する事については全国の法務局から強い要請がありました。しかしながら、増員を獲得して乙号業務を処理すべきことは当然だとしても、昭和43年から始まった国家公務員の定員削減計画は引き続いて実施されており、大幅な増員を得ることは不可能であること、また、乙号事務処理体制は職員不足等により破綻状態にある事を強く訴え、協議を重ねました。予算査定庁の担当官を乙号の現場に案内すると「この実態を見るともう破綻している。」との感想でした。一方、乙号業務委託を受託しこれを適正に実施しなければならない協会の苦労は並大抵なものではありません。委託する業務は国の業務であり過誤は許されません。責任は重大です。各登記所に派遣する職員の組織体制の整備、責任者の選定及び要員の確保・管理・研修など多くの課題があります。協会事務局長の野中さん、後任の富山さんや各部長等の幹部と予算係との連日にわたる厳しい協議を思い出します。当時は、協会の各部長は理事に任命されており、いずれも法務局現場の実務経験が豊かな人たちでした。事務打ち合わせの随所において現場の状況や意見等を教えて頂きました。予算係では、各方面の理解を得て、乙号業務委託の拡大要求、及びその執行業務を実施することが出来ました。委託を受けた協会は数々の課題を克服し、拡大して行きました。私が3度目の登記情報管理室（予算管理室）に勤務することになった、平成10年には全国の実施庁数は405庁、派遣職員数は1148人にもなっていました。乙号業務委託は全国の法務局の登記事務のコンピュータ化が完成するまで続きました。協会による乙号業務委託の実施は、極限状況にあった法務局の乙号事務処理体制を強く支える大変な業績であります。

3　乙号業務委託に関して忘れられない思い出があります。会計検査院への対応です。特別会計が成立する前の法務局予算は施設費を除くと大雑把に言えば、約500億円です。そのうち8割が人件費でした。残り2割の物件費の中心となる事業費は乙号業務委託費でした。しかも、この委託費は毎年増加要求をしています。当然のことながら、少ない物件費の中で増加する乙号業務委託費の執行状況について会計検査院の検査を受けることになります。本省の検査は毎年行われ、法務局の検査も逐次行われます。検査官からは委託経費について細かい質問が多岐にわたり発せられます。協会全体の経費、委託職員の人件費や福利厚生費、退職金の支給状況など微に入り細を穿ち検査されます。その対応は、すべて予算係の担当ですが、質問内容によっては、協会に問い合わせる事項も多くありました。そのため、幾度となく、協会の経理課長や部下の方々に資料の提出や打ち合わせをお願いしました。現在のようにパソコンなどの事務機器も無く、資料の作成などはすべて手作業です。しかも資料等の提出の都合上、協会の勤務時間を度

外視してお願いしました。大変な苦労をかけたと、後になって反省しました。

4　民事法務の発行について

昭和57年、協会は「民事法務」誌を発行しました。「民事法務」誌は民事局の依頼により、協会に発行して頂いたものです。発行業務を行うため、協会職員が予算の事務室に派遣されてきました。民事局、訟務局、人権擁護局等の情報を収集し、編集作業をしていました。当時民事局は「民事月報」を法務局職員に配布して本省の情報を周知していました。ところが、事務繁忙と職員不足のため、毎月の発行が随分遅れていました。そのため、協会にお願いして、「民事法務」誌を発行し全国の法務局職員に対し、本省等の情報を速やかに周知することにしたのです。本省で開催された全国会同の様子、予算の要求や執行の状況、その他諸々の情報が法務局の各職員等に速報されました。好評でした。予算係は「民事法務」誌の発行には全面的に協力することにしました。毎号、予算に関する情報を提供しました。予算要求はゼロシーリングからマイナスシーリングに転じ、増員も定員削減計画の継続的実施により厳しい状態にありました。これらの情報は一日でも早く各職員に伝達しなければなりません。「民事法務」誌に掲載し各職員に届ける事が可能になったことは大変有難い事でした。協会の努力に敬意を表したいと思います。「民事法務」誌は現在も発行されています。しかしながら発行部数は大きく減少しているとのことです。残念でなりません。購読料も安価です。是非多くの方々に愛読して欲しいと思います。

5　登記事務のコンピュータ化について

登記事務のコンピュータ化を実施する上で最大の問題は、移行作業でした。この移行作業を誰が実施するのかという問題でした。登記簿に記載されている膨大なデータをコンピュータに正確に移すという作業は、本来登記官がチームを編成して実施するのが正しいと思います。しかしながら登記官が自らこれを行うことは、増加する登記事件の処理に追われている状態をみれば全く不可能でありました。種々の方策が検討された結果、民事法務行政に多大の実績と信頼性を有している協会に委託することになりました。協会が行う移行作業の方式は、登記事務の経験が豊かなOB職員を協会に結集し、このOB職員が中心となり移行確認体制を確立し、データの入力作業はデータを入力する専門の会社が行うというものです。民事局から法務局に転勤して幾度となくOB職員と話し合いました。協会に結集したOBの皆さんは、移行作業という地味な作業に、法務局OBとしての誇りと責任を感じて熱心に取り組まれていました。法務局を退職し、新たな人生設計を計画していたが、法務局の大事業のため駆けつけましたと力強く述べられていたのが印象的でした。登記事務のコンピュー化については、企画・立案・実施、法案の設定、登記特別会計創設等々、多くの方々の熱心なご努力やご苦

労がありました。その偉大なる功績の中にあって、これら第一線で地道に移行作業に従事された多数の先輩OB職員の事を忘れてはいけないと思います。協会は、総力を挙げてこの難事業に取り組み、約2億6300万筆個、約309万社、受託従事職員延べ2万2000人という実績を残しました。民事法協会という組織が十分にその機能を発揮し、偉大な功績を果たしたのです。この事は永く記憶され讃えられるべきことであると思います。

6　民事局・法務局勤務時代に共に仕事をした協会の、しかも限られた業績の一部について述べてきました。協会が成し遂げられた、輝かしい功績を決して忘れてはいけないと思います。監事を退任した今、私は一般財団法人民事法務協会の応援団になると決意しています。幸い私は民事局や東京を始めとする全国7法務局のOB会の会員であります。コロナが終息し自由に会合が開催出来ることになれば、OB会に出席し、参加している若手の現役法務局職員や多くの会員達と協会の成し遂げた業績の数々について歓談したいと思います。終わりに、協会の益々の発展を祈ります。

了